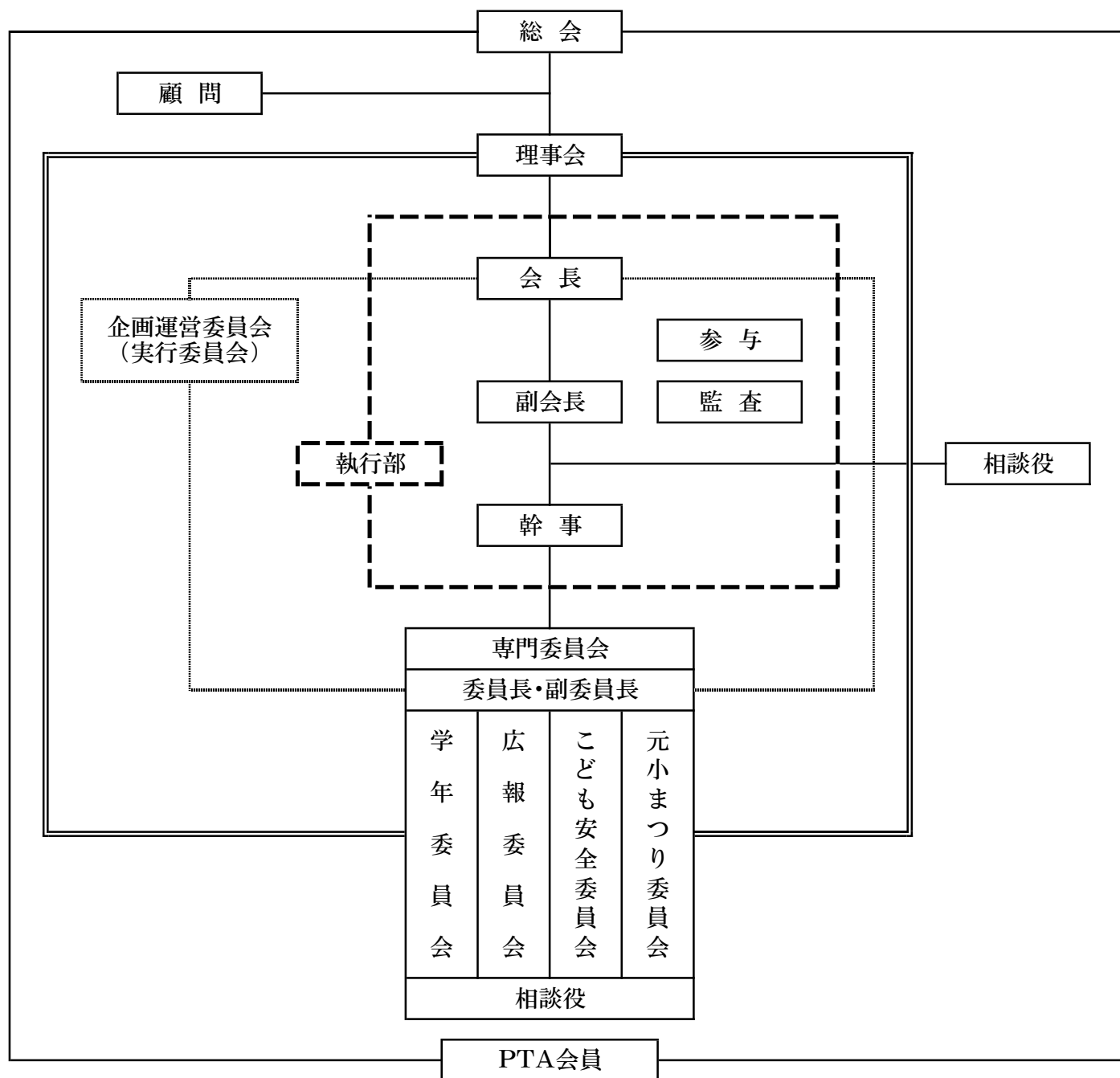


元郷小学校PTA組織図



川口市立元郷小学校PTA会則（案）

第1条（名称）

本会は、川口市立元郷小学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2条（目的）

本会は、川口市立元郷小学校(以下、本校という。)児童の健全な成長を図ることを目的とし、保護者と教職員が協力して教育に関しての理解及び振興に努め、児童の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実を図るため、相互の学習その他必要な行動を行うものとする。

第3条（組織）

本会は、本校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する教職員で組織する。

第4条（活動）

本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 家庭及び学校における児童の福祉を増進する事項
- (2) 家庭教育の向上と会員相互の研修に関する事項
- (3) 学校の教育環境の整備充実に関する事項
- (4) 会員及び児童の表彰、慶弔に関する事項
- (5) 地域における社会教育の振興に関する事項
- (6) その他、本会の目的を達成するのに必要な事項

第5条（役員）

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 参与 校長
- (3) 副会長 若干名（内1名は教頭とする）
- (4) 理事 若干名
- (5) 監査 2名（内1名は教務とする）
- (6) 幹事 若干名

第6条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとする。

- （１） 会長は、本会を代表し、会務を総理し、各種会議を招集する。
- （２） 参与は、本会運営全般について助言する。
- （３） 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合には代理を務める。
- （４） 理事は、理事会を構成し、専門委員会に所属し、各専門委員会の活動を企画、実行するとともに本会活動の実施・推進にあたる。
- （５） 監査は、本会の会計を監査する。
- （６） 幹事は、庶務・会計及び本会の推進にあたる。

第7条（役員の選出）

本会の役員選出方法は、以下のとおりとする。

- （１） 会長、副会長は理事会において会員より選任し、総会の承認を得る。
- （２） 理事は、各学年の希望者、教職員より、相当数を選出する。
但し、理事会の議を得て若干名を会長が委嘱することができる。
- （３） 監査は、会員の中から会長が委嘱する。
- （４） 幹事は、会員の中から会長が委嘱する。

第8条（役員の任期）

役員の任期は１年とし、再任を妨げない。

- ２ 欠員のため選任された役員の任期は、前任者の残任期とする。

第9条（顧問）

本会に会長の諮問に応ずるため、顧問を置く。

- ２ 顧問は、町会長、本会歴代会長、民生児童委員等から理事会において推薦し会長が委嘱する。
- ３ 顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

第10条（会議）

本会の会議は、総会、理事会、企画運営委員会とする。

- ２ 会議は、会長が召集し、議事は出席者の過半数をもって決する。

第11条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であり、年度当初に開く。但し、理事会が必要と認めたと
きまたは、会員の10分の1以上の要求があったときは臨時総会を開くことができる。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、会員の5分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

4 総会は、次の事項を審議・決定する

- (1) 活動報告及び活動計画
- (2) 収支予算及び決算
- (3) 役員の承認
- (4) 規約の改廃
- (5) その他本会の運営に関する事

第12条（理事会）

理事会は、総会に次ぐ議決機関で、必要に応じ会長が招集する。

2 理事会は、会長、参与、副会長、監査、幹事、専門委員会正副委員長、理事をもって構成
する。

3 理事会は構成員の3分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

4 理事会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 総会提案事項
- (2) 活動計画に関する事項
- (3) 学級PTA、学年PTAからの要望事項
- (4) その他、本会運営事項

第13条（企画運営委員会）

企画運営委員会は、会長、参与、副会長、監査、幹事、専門委員会正副委員長をもって構成
する。

2 企画運営委員会は、随時開催し、本会の運営について必要と認められる以下の事項を行う。

- (1) 総会及び理事会の議決事項の執行
- (2) 活動の企画立案に関する事項
- (3) 総会・理事会提出議案の作成
- (4) 会費の出納に関する事項
- (5) その他事業の執行に必要な事項

第14条（専門委員会等）

本会の会務を執行するために、次の専門委員会を設ける。

- (1) 学年委員会
- (2) 広報委員会
- (3) こども安全委員会
- (4) 元小まつり委員会

2 専門委員会に関する事項は細則で定める。

3 理事会において必要と認めたときは、特別委員会を設けることができる。

第15条（帳簿）

本会は、以下の帳簿を備える。

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| (1) 会員名簿 | (2) 役員名簿 | (3) 会計出納簿 |
| (4) 記録簿 | (5) 備品台帳 | |

第16条（経費）

本会の事業を遂行するための経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 2 会費は1世帯(教職員は1名)あたりの額を、細則に定めるものとする。

第17条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 監査は、毎年度の会計を監査し、翌年度の総会に報告する。

第18条（細則）

この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て細則で定める。

附則

- 1 この会則は、昭和24年4月1日より施行する。

昭和 47 年 4月 1日	一部改訂
昭和 48 年 4月 1日	一部改訂
昭和 49 年 4月 1日	一部改訂
昭和 53 年 4月 1日	一部改訂
昭和 54 年 4月 1日	一部改訂
平成 7 年 4月 1日	一部改訂
平成 25 年 5月 17日	一部改訂・施行
令和 7 年 4月 1日	一部改訂・施行

川口市立元郷小学校PTA細則

第1条 PTA会則第18条の規定により、細則を定める。

第2条 会則第7条における役員選出において、会長、副会長、監査、幹事を選出するため、役員選考委員会を設ける。

- 2 役員選考委員会は、会長、副会長及び監査、幹事並びに各専門委員会の正副委員長の中から構成する。
- 3 役員選考委員会は、委員長1名、副委員長1名を互選する。
- 4 会員は、役員選考委員会に対して、会長、副会長、監査、幹事の各候補者を推薦することができる。
- 5 役員選考委員会は、各候補者に対して、話し合い交渉に当たり、役員候補を取りまとめる。

第3条 会則第14条2項の専門委員会の構成について、以下のように定める。

(1) 各専門委員会の業務は、以下のとおりとする。

(1) 学年委員会

- ① 学級集会や懇談会等に関する事項
- ② 児童理解のための学習会等に関する事項
- ③ 学年・学級間相互の連絡や協議・調整に関する事項
- ④ その他、本会目的達成に必要な事項

(2) 広報委員会

- ① 広報活動に関する事項
- ② その他、本会目的達成に必要な事項

(3) こども安全委員会

- ① 校外における児童の生活指導に関する事項
- ② 児童の校外自主活動の助成に関する事項
- ③ 交通事故防止に関する事項
- ④ 地域青少年福祉諸団体との連携・協力に関する事項
- ⑤ 児童の非行防止に関する事項
- ⑥ その他、本会目的達成に必要な事項

(4) 元小まつり委員会

- ① 児童の教育向上に関する事項
- ② 児童の文化向上に関する事項
- ③ その他、本会目的達成に必要な事項

- (2) 各専門委員会は、委員長、副委員長を互選する。
- (3) 各専門委員会は、必要に応じ相談役を置くことができる。相談役は、前年度の監査・幹事及び各専門委員会委員長・副委員長の中から選出するものとする。

第4条 会則第4条4号の会員及び児童の表彰、慶事弔意等に関する事項は次のように定める。

- (1) 会員及び児童の表彰については、必要に応じ企画運営委員会で決定する。
- (2) 会員及び児童の慶事弔意に関しては、別に慶弔規定を定める。

第5条（会費）

会費は、1世帯(教職員は1名)につき、年額 2,500 円とする。